

議事要旨(6) 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討の審議を行う旨が説明され、続いて、淡河専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

権利確定条件付き有償新株予約権をストック・オプション会計基準の適用範囲に含めるかどうか

- ある委員より、次の質問があった。
 - スtock・オプション会計基準の適用範囲を明確化するのか、それとも、新たな会計基準を開発した上で明確化を図るのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- スtock・オプション会計基準の適用範囲の明確化のために一部改正するのか、新たな会計基準を開発するのは、今後、個別論点を具体的に対応するときに検討することになると考えている。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - スtock・オプション会計基準の適用範囲に含めるとしても、さまざまな論点があると思われるため、スtock・オプション会計基準の創設時にどのような論拠に基づいたのかを確認した上で検討すべきである。また、ケース・スタディを増やして検証する対応や、関係当事者の意見を聞くという方法を取り入れながら、方向性を決定していくべきであり、決定するにあたっては更に情報を入手する必要がある。
 - あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 新株予約権の権利行使が行われなかった場合や権利が不確定の場合、有償で払い込まれた部分に関しては、スtock・オプション会計基準で想定されている無償で発行される新株予約権と異なるため、論点になり得るかどうか検討する必要がある。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- どのようなケースが想定されるかを網羅的に把握した上で、対応を検討する。

業績条件は付されているが、勤務条件は付されていない権利確定条件付き有償新株予約権の取扱い

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 勤務条件が付されていない権利確定条件付き有償新株予約権がどのような理由で設定されたのかを調べた上で、会計上の取扱いを検討する必要があると考える。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 退職後に業績条件が達成された場合でも権利行使できるケースに関する取扱いについて、どのような想定に基づいているかを明確にした上で検討する必要があると考える。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 専門委員会でも意見が分かれている論点であり、更に検討する。

以 上